

議案第106号 特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

令和7年8月に作成した「三田市未来への財政ロードマップ（案）」を今後進捗させていくことにより市民負担が生じることや、この間のフラワータウン再生に係る一連の対応が十分でなかったことで市民や議会等関係者に多大なる迷惑をかけたことに鑑み、特別職である市長の給与を削減するものである。

なお、市のリーダーである市長自身がその責任は自らにあるという思いを強く持っており、副市長及び教育長の給与削減は行わない。

2 改正する条例

特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正

3 改正の内容

特別職に係る給料月額等の削減

(1) 削減期間 令和8年1月～令和8年3月

(2) 削減率及び削減額

		市長
削減率		100分の50
給料月額	削減前	982,000
	削減後	491,000
期末手当	削減なし	5,420,640
年間合計	削減前	17,204,640
	削減後	15,731,640
削減額		△1,473,000

※期末手当算出方法（年額）・・・（給料月額＋給料月額×20%）×4.6月

4 施行期日

令和8年1月1日